

8月1日に花巻市が農地法における農地転用許可に関する「指定市町村」に指定されます

花巻市は、8月1日に農地法における農地転用許可に関する「指定市町村」に指定されます。農地法における「指定市町村」となることで、花巻市は農地転用許可制度において、岩手県から「4haを超える農地転用許可申請に対する転用許可権限」の移譲を受けることになり、以後は当市における全ての農地転用許可申請に対して、市が農地転用許可権限を持つこととなります。

農地法における「指定市町村」の概要

- 1 名称 指定市町村（根拠法令：農地法第4条第1項）
- 2 指定年月日 令和2年8月1日
- 3 内容 岩手県から花巻市へ、4haを超える農地転用許可権限の移譲

花巻市における農地転用許可権限の移譲経過

- 平成28年4月1日 「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、岩手県から4ha以下の農地転用許可権限の移譲を受ける。
- 令和2年8月1日 農林水産大臣より、「農地法における指定市町村」に指定される。

花巻市における農地転用許可制度の今後の取り扱いについて

農地法における「指定市町村」となることで、今まで岩手県が行っていた4haを超える農地転用許可の他に、従来花巻市農業委員会が行っていた4ha以下の農地転用許可についても、市長部局にて農地転用許可を行うこととなります。

8月1日以降に農地転用許可申請を行う方については、まず花巻市農業委員会に対して農地転用許可申請を行っていただきます。その後、農業委員会はその申請に対し内部審査を行った上で、市長部局に対し意見を付して農地転用許可申請書を送付します。ただし、農地転用申請面積が30aを超える場合は、農業委員会ネットワーク機構（岩手県農業会議）からの意見聴取後に市長部局へ農地転用許可申請書の送付となります。市長部局は、農業委員会の意見を踏まえ再度審査を行った上で、農地転用についての許可を決定します。その後、農業委員会を通じて、各申請者に対し許可書が交付されます。

参考：指定市町村指定後の農地転用許可申請の流れ（対象面積4ha超の場合）

